

習志野市ガス事業経営戦略

令和2年度～令和11年度

令和2年3月
習志野市企業局

【 目 次 】

1. 経営戦略について	
(1) 策定の趣旨	3
(2) 計画の位置付け	4
(3) 計画期間	5
(4) 基本理念	6
2. 事業概要	
(1) ガス事業の沿革	7
(2) 事業の概要	8
(3) 供給区域	10
(4) 組織体制	11
(5) 現在の経営状況	12
(6) 経営比較分析表を活用した現状分析	13
(7) 料金体系	17
3. 将来の経営環境	
(1) 供給区域内人口の推計	18
(2) ガス販売量とガス売上の推計	19
(3) 収支計画	20
(4) 建設投資計画	21
(5) 建設投資財源計画	22
(6) 将来の経営環境の見通し	25
4. 計画期間における「取組方針」	26
5. 計画期間における主要施策	
取組方針① 安定供給の確保	
(1) 施設・管路の計画的な更新・維持管理	
a) 施設の計画的な更新・維持管理	28
b) ガス導管の維持管理	29
c) 宅地内白ガス管の入替え	29

(2) 危機管理の強化	
a) 情報セキュリティの推進および個人情報の適正管理	30
b) ガス施設の不法侵入の対策強化	30
(3) 原料の確保	
a) 原料の確保	31
取組方針② 持続可能な健全経営	
(1) 健全な事業運営を維持するための組織体制の整備	
a) 定員管理適正化	32
(2) 人材育成	
a) 人材育成と技術継承の推進	33
(3) 経営基盤強化の取り組み	
a) 健全経営の確保	34
b) 小売事業の経営状況の把握と対応	34
c) 市営ガスの利用促進	35
取組方針③ 災害に強いライフラインの構築	
(1) 防災・減災対策の強化	
a) ガス導管の計画的な更新および耐震化の推進	36
(2) 災害発生時の対応能力の強化	
a) 災害時対応の強化、関係機関との相互協力	38
取組方針④ お客様サービスの向上	
(1) お客様サービスの向上	
a) 料金支払サービスの向上	39
b) 高齢者へのサービス向上	39
c) 指定ガスサービス店との連携強化	40
d) 広報紙の発行・インターネットの活用	40
6. 将来に向けた検討事項	
a) 組織・定員・建設投資などの検討	41
b) 新庁舎建設の検討	41
7. 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項	42
8. 用語解説	42

1. 経営戦略について

(1) 策定の趣旨

本市のガス事業は、昭和33年に自家井戸から採取した天然ガスを原料としてガス供給を開始しました。

その後、市勢の発展とともに年々増加するガス需要に応えるため、ガス施設の拡充整備に努めてきました。

現在では、ガス本支管の整備が進み普及率は100%に達しており、「拡張の時代」から「維持管理の時代」に移行しています。

また、全国的な人口減少社会を迎えている中、ガス消費機器の効率向上・省エネ意識の浸透などの影響を受け、近年のガス販売量は減少傾向にあります。

他方、ガスの小売全面自由化によりガス事業者間の競争のみならず、電力を含めたエネルギー事業者間における競争が、今後さらに激しくなるものと予想されます。

そのような中、これらの課題に対応していくことにより、将来にわたり安定的に事業を継続し、公共の福祉の増進に寄与し続けていくために、中長期的な観点から経営の健全化を実現するための経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱として「習志野市ガス事業経営戦略」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である文教住宅都市憲章を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

現在の基本構想は、平成26(2014)年度から令和7(2025)年度までの12年間を計画期間とし、前期基本計画は平成26(2014)年度から令和元(2019)年度、後期基本計画は令和2(2020)年度から令和7(2025)年度の各6年間を計画期間としています。また、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに実施計画を策定しています。

令和2年度から始まる後期基本計画において

『第2章 安全・安心「快適なまち」

第2節 暮らしを支える都市基盤の整備

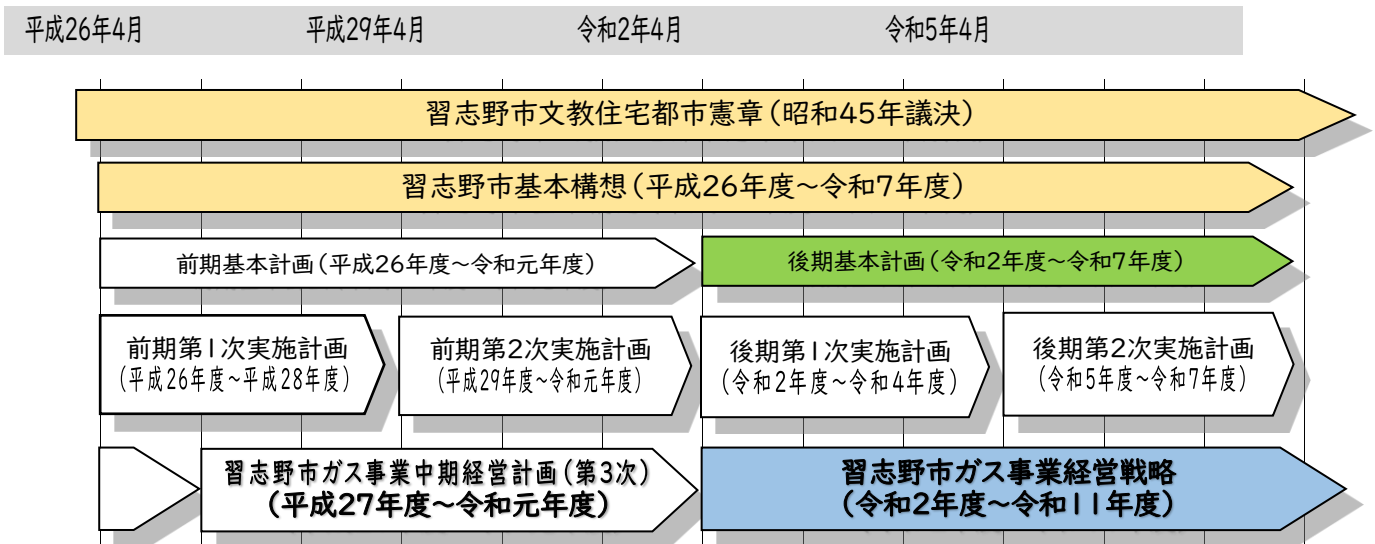
第4項 ガス・水道・下水道事業の充実』

に位置付けられ、6年後(令和7年度)の姿として、ガスの安定供給を図り、効果的で効率的な施設整備を推進し、低廉なガス料金を維持しながら、ガスフェスタ、料理教室などさまざまなイベントや施設見学会に取り組み、お客様に支持されるガス事業を目指すこととしています。

「習志野市ガス事業経営戦略」は、平成26年度にガス事業の中長期計画として策定した、平成27年度から平成31(令和元)年度を計画期間とする「習志野市ガス事業中期経営計画(第3次)」の後継計画として、ガス事業の最上位計画となるものです。

また、平成28年3月に策定された「習志野市公共施設等総合管理計画」に基づくガス事業に関する「個別施設計画」としても位置付けます。

本市計画の実施期間



(3) 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

計画期間は、中長期的な視点で経営基盤の強化などに取り組むことができるよう、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

計画等	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)											
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)											
習志野市ガス事業経営戦略 (令和2年度～令和11年度)											
習志野市企業局 ガス・水道施設長期整備方針 (令和2年度～令和41年度)											
習志野市企業局 ガス本支管長期整備方針 (令和2年度～令和21年度)											

 現計画
  将来計画

(4) 基本理念

今後の人口減少などに伴うガス売上の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、本市のガス事業・水道事業・下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革などの取り組みを通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、経営指標や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められています。

本市では、ガス事業・水道事業・下水道事業において、それぞれの経営戦略を策定し、市民生活や経済活動に欠くことのできないインフラストラクチャーとして重要な3事業が、将来にわたり持続可能な健全経営を実現するための基本理念として、共通の将来の理想像を次のとおり決めました。

～ 基本理念 ～

ガス事業・水道事業・下水道事業を通じて
このまちの生活を守り
「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」
の実現に取り組みます

2. 事業概要

(1) ガス事業の沿革

年度	沿革
昭和32年度	・事業認可 鷺沼の試験井戸で4,000 m ³ /日の天然ガス(熱量9,200kcal/m ³)の採取に成功
昭和33年度	・事業開始 鷺沼供給所が完成しガス供給を開始 (期末:需要家数1,001戸、標準熱量4,500 kcal/m ³)
昭和37年度	・地方公営企業法の適用
昭和39年度	・藤崎供給所完成
昭和41年度	・県内産天然ガス(熱量9,200kcal/m ³)を原料とするガスの購入を開始 ・熱量変更(一般用:4,500 kcal/m ³ →9,200 kcal/m ³ 、 工業用:9,000 kcal/m ³ →9,200 kcal/m ³)
昭和42年度	・ガス水道局を創設
昭和44年度	・第1回ガス展を開催
昭和48年度	・外国産天然ガスを原料とするガスの購入を開始
昭和49年度	・企業局を創設 ガス事業および水道事業に、国民宿舎事業、宅地造成事業および車両整備事業を加え、5事業を統括的に運営するため機構改革を実施
昭和50年度	・料金改定(平均改定率:76.84%) ・熱量変更(9,200 kcal/m ³ →10,000 kcal/m ³) ・供給区域に船橋市三山および前原の一部を加える
昭和52年度	・東習志野供給所完成 ・本市で初めて大型ガス冷暖房(JR津田沼北ロビル)が稼働開始
昭和55年度	・茜浜供給所完成
昭和56年度	・料金改定(平均改定率:60.89%) 原料費の高騰により料金改定を実施
昭和60年度	・袖ヶ浦受入所完成
昭和61年度	・料金改定(暫定引下げ△8.47円/m ³) 円高差益還元として暫定引下げを実施 ・ガス料金に負荷調整契約制度を導入
昭和63年度	・需要家数が50,000戸を超える ・料金改定(平均改定率:旧料金比△8.6%、暫定料金比△0.4%)
平成元年度	・東習志野製造所完成 県内産天然ガスの受入所を泉町から東習志野に移設 ・料金改定(平均改定率:税抜き△1.55%、税込み△1.4%)
平成3年度	・自家井戸の地盤沈下対策として圧入井戸を2鉱掘削
平成5年度	・料金改定(暫定引下げ△1.43円/m ³) 円高差益還元として暫定引下げを実施

平成6年度	・料金改定(暫定引下げ△1.33円/m ³) 円高差益還元として暫定引下げを実施
平成8年度	・料金改定(平均改定率:△6.5%) 複数二部料金制度および原料費調整制度の導入
平成9年度	・自家井戸からの天然ガスの採取を休止
平成10年度	・大口供給開始
平成13年度	・東習志野エコ・ステーション完成 ・熱量変更着手 41.8605MJ/m ³ (10,000 kcal/m ³)→43.53492 MJ/m ³ (10,400 kcal/m ³)
平成16年度	・熱量変更完了 43.53492 MJ/m ³ (10,400 kcal/m ³)→46.04655 MJ/m ³ (11,000 kcal/m ³)
平成17年度	・第1次中期経営計画(平成17年度～平成21年度)取組開始
平成18年度	・熱量変更 46.04655 MJ/m ³ (11,000 kcal/m ³)→45 MJ/m ³ (10,750 kcal/m ³)
平成20年度	・料金改定(平均改定率9.36%)
平成22年度	・第2次中期経営計画(平成22年度～平成26年度)取組開始
平成23年度	・東習志野エコ・ステーション廃止
平成26年度	・料金改定(平均改定率△0.38%)
平成27年度	・第3次中期経営計画(平成27年度～平成31(令和元)年度)取組開始 ・優良地方公営企業総務大臣表彰受賞
平成28年度	・ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞
令和2年度	・習志野市ガス事業経営戦略(令和2年度～令和11年度)取組開始

(2) 事業の概要

本市のガス事業は、昭和32年に事業認可を受け、ガスの調達・販売および施設の整備を進めてきたところであり、平成30年度末時点における事業内容は下表のとおりとなっています。

また、供給区域におけるガスメーターの普及率は100%を達しており、現有の主要なガス施設はガス導管延長約589千m、藤崎事業所、供給所3か所(藤崎供給所・東習志野供給所・茜浜供給所)、袖ヶ浦受入所となっています。

職員数	64人	年間ガス生産量	0千m ³
行政区域内戸数	77,237戸	年間ガス購入量	62,029千m ³
供給区域内戸数	78,109戸	年間ガス販売量	61,669千m ³
導管(延長)	589千m	有形固定資産 減価償却率	77.3%

【平成30年度末現在】

主な施設の概要

a) 藤崎供給所

住所	習志野市鷺沼台1丁目9番18号
供給開始	昭和45年12月
貯蔵能力	16,000m ³

b) 東習志野供給所

住所	習志野市東習志野6丁目18番4号
供給開始	昭和52年12月
貯蔵能力	10,000m ³

c) 茜浜供給所

住所	習志野市茜浜3丁目1番1号	
	No.1球形ガスホルダー	No.2球形ガスホルダー
供給開始	昭和55年8月	平成2年8月
貯蔵能力	32,000m ³	32,000m ³

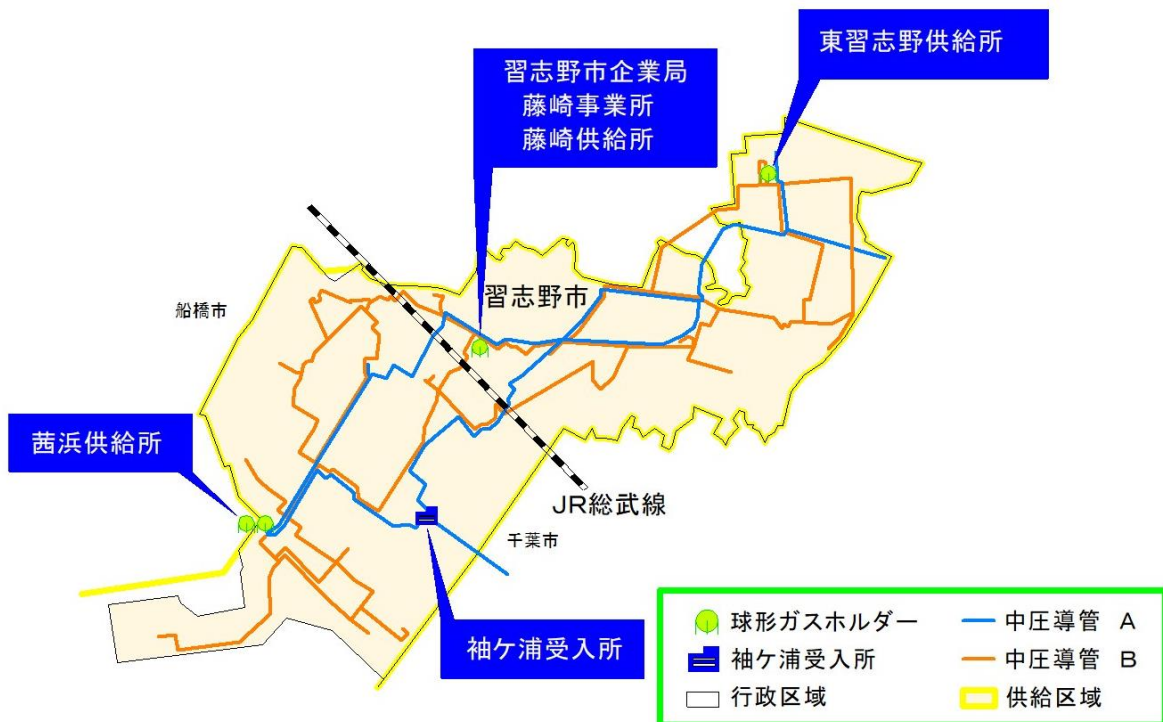
(3) 供給区域

習志野市の特徴

本市は、千葉県の北西部に位置し、行政区域面積20,97km²と県内で4番目に小さい面積ですが、人口密度は県内で3番目に高い市です(平成31年1月1日現在)。

習志野市営ガス供給区域

市営ガスは、市内全域と船橋市の前原西1丁目と2丁目の一部および三山2丁目と9丁目の一部が供給区域です。



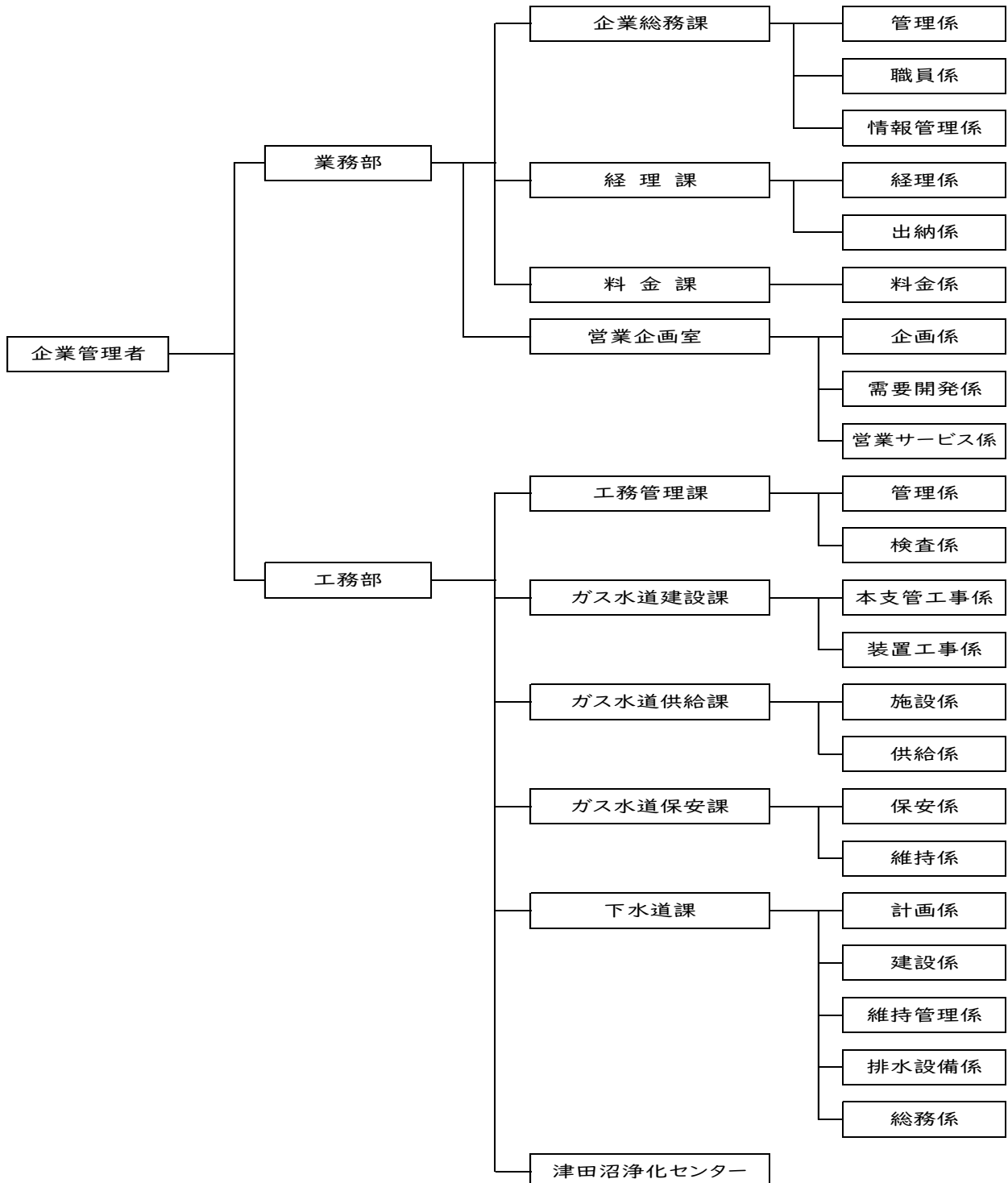
(4) 組織体制

① 職員数【令和元年10月1日現在】

令和元年度ガス事業会計職員数 (ガス・水道・下水道事業合計)	64人 (121人)
-----------------------------------	---------------

(※企業管理者を除く)

② 事業運営組織図



(5) 現在の経営状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間ガス販売量	61,423千m ³	64,829千m ³	61,669千m ³
年間ガス売上	4,946,690千円	5,492,483千円	5,630,095千円
経常収支比率	106.5%	105.4%	104.2%
純損益	343,884千円	322,237千円	255,466千円
資金不足比率	—% (△86.4%)	—% (△99.3%)	—% (△103.5%)

【近年の決算状況を踏まえた現在の経営状況の分析】

年間ガス販売量については、主に大口需要家の新規獲得による増加やスイッチングによる減少により増減しています。

年間ガス売上については、年間ガス販売量に増減があったものの近年は原料価格が値上がりしているため、増加傾向となっています。

経常収支比率については、100%以上を維持しており、現在は健全な経営状況であると言えます。

純損益については、一定程度の利益を維持していますが、家庭用の減少により悪化の傾向にあります。

資金不足比率については、資金不足が生じていないため「—%」で表記しています。

なお、括弧内の数値は参考として表示しており、数値が0以下で低いほど望ましいとされています。

(6) 経営比較分析表を活用した現状分析

本市ガス事業の経営状態を評価すると、健全性・効率性についておおむね良好であり、施設の更新についても対策が進んでいます。

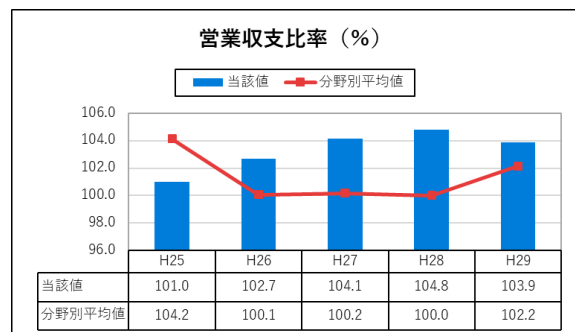
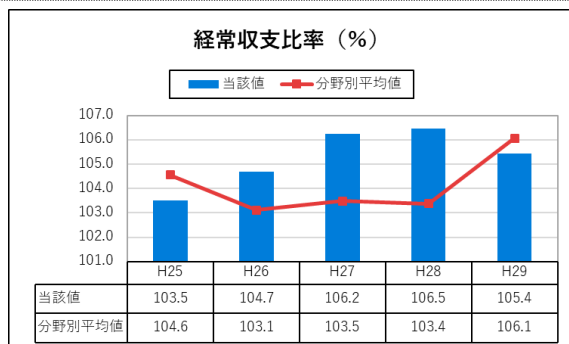
経営比較分析表とは、総務省が作成した図表に各地方公営企業がコメントを記載したものです。経営および施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状および課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

※ガス事業における経営比較分析表は総務省が現在検討中の指標で表記しています。

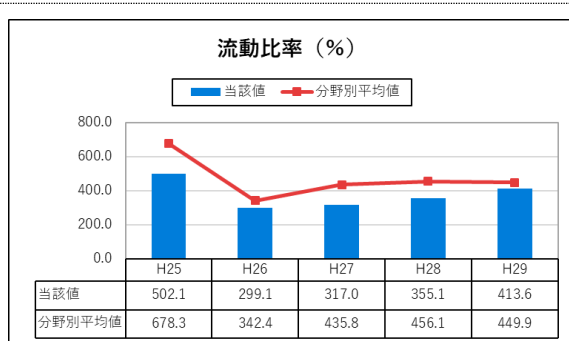
当該値=本市の値

分野別平均値=類似公営企業(原料ガスを導管により調達している事業者)の平均値

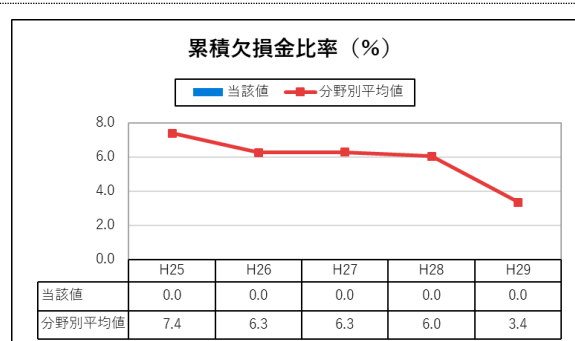
1. 経営の健全性・効率性



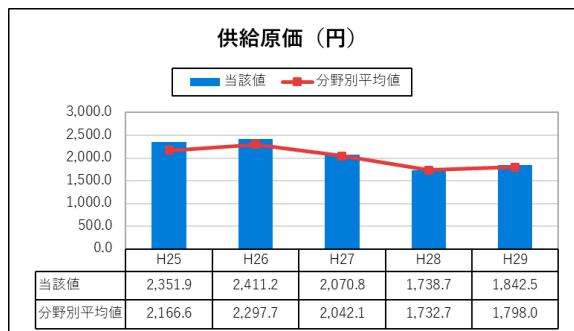
数値は100%を超え、かつ平均値と比較して同水準で良好な状態を維持していると考えられます。



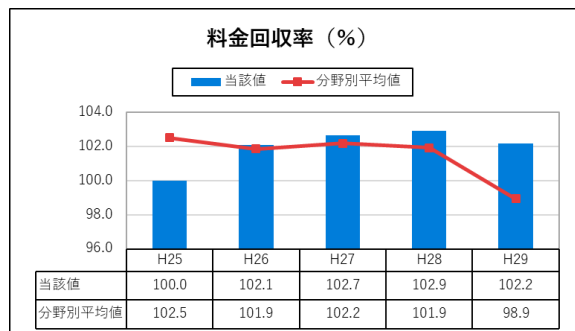
数値は100%を超え、かつ平均値と比較して同水準で短期的な債務に対する支払能力を有していると考えられます。



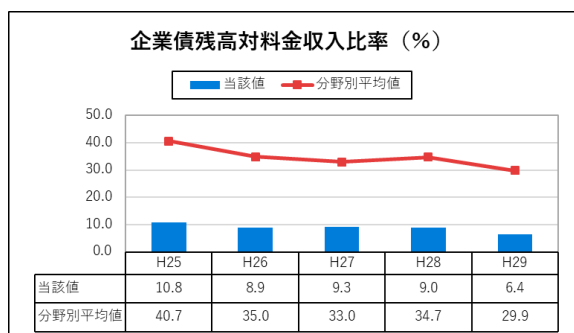
数値は0%で欠損金が発生しておらず、良好な経営状況を維持していると考えられます。



数値は平均値と比較し同水準で、原料価格の変動に伴い増減しています。



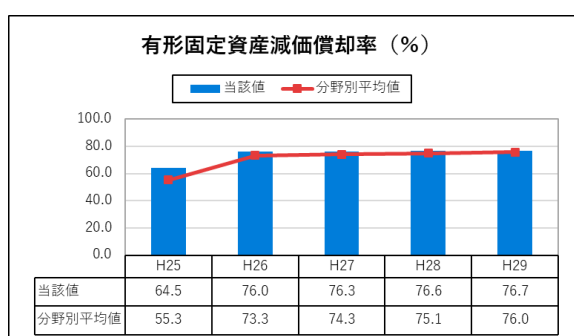
数値は100%を超え、かつ平均値と比較して良好なため、供給に係る費用をガス売上で賄えています。



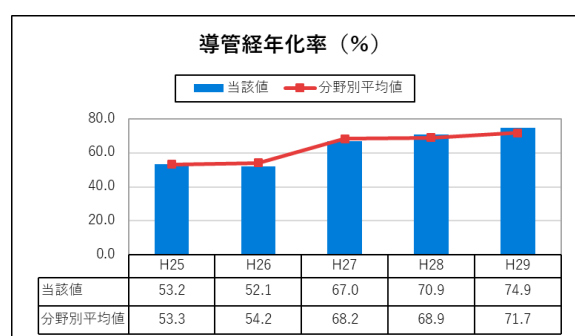
数値は平均値と比較し低水準なため、良好な状態を維持していると考えられます。

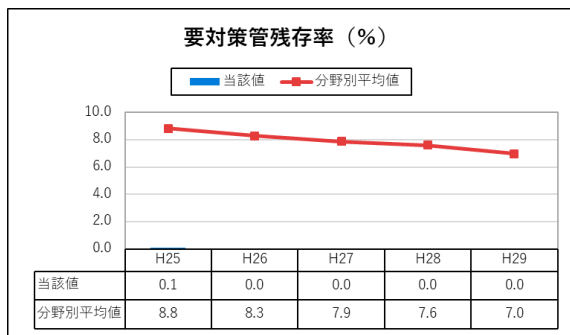
経営の健全性・効率性については、各指標において平均値と比較して良好であり、健全経営を維持していると考えられます。

2. 老朽化の状況

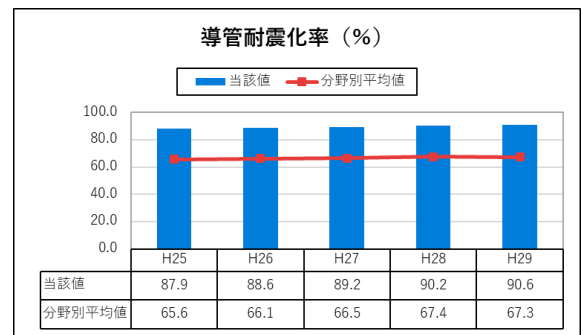


数値は平均値と比較し同水準で、法定耐用年数を経過したガス管（本支管）が増加傾向にあります。これは、法定耐用年数が13年のPE管が増加していることによるものです。しかし、PE管は高い耐震性を有し、経年劣化しないため100年は使用できると言われていることから、これら数値が増加しても老朽化が進んでいるということではありません。





数値は平均値を下回っており、要対策導管（本支管）はほとんど残っておりません。



数値は平均値を上回り、かつ上昇しています。これは、管路の更新が進んでいるものと考えられます。

〔 老朽化の状況については、平均値と比較しても、ガス管（本支管）の老朽化対策や耐震化が進んでいます。 〕

経営指標	指標の説明
経営の健全性・効率性	
経常収支比率	当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。
営業収支比率	当該年度において、料金収入などの営業活動から生じる収益で、人件費や原料費などの営業費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の営業収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがどの程度あるかを示す100%以上であることが必要。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。
供給原価	ガス販売量1,000MJあたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。
料金回収率	ガス供給に係る費用が、どの程度ガス売上で賄えているかを表した指標であり、料金水準などを評価することが可能。 ガス売上で回収すべき経費をすべてガス売上で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。
企業債残高対料金収入比率	ガス売上に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
老朽化の状況	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち減価償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
導管経年化率	法定耐用年数を超えた導管延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
要対策管残存率	改修などの対策を必要とする導管延長の割合を表した指標で、事故や故障などのリスクが高い導管の保有率を示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
導管耐震化率	PE管などにより改修を実施した導管延長の割合を表す指標で、導管の耐震化率の進捗度合いを示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。

(7) 料金体系

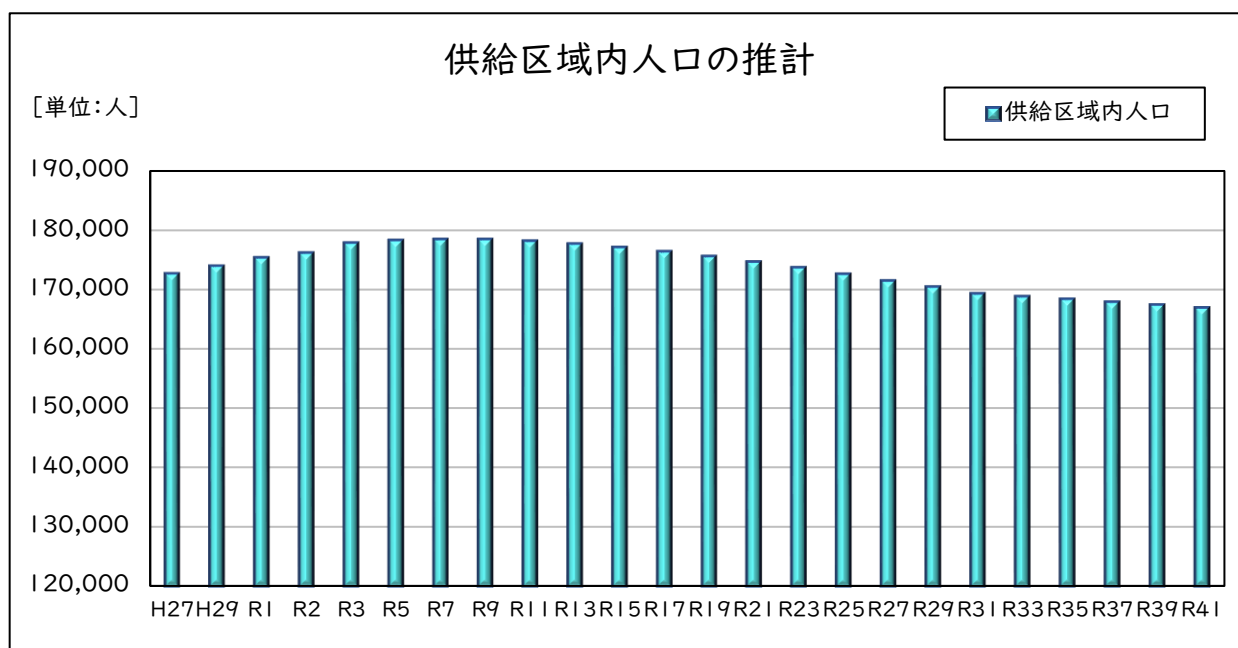
実施年月日	現行制度および料金体系			
令和元年 10月1日	一般契約			
	適用区分		基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
	料金表 A	0m ³ から18m ³ まで	572.00	130.82
	料金表 B	18m ³ を超え279m ³ まで	649.00	126.54
	料金表 C	279m ³ を超える	1,130.80	124.81
	小型空調契約			
	適用区分		基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
	1種	冬期	2,750.00	113.77
		その他期		91.48
	2種	冬期	990.00	118.17
		その他期		95.88
	空調夏期契約			
	適用区分	定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m ³)	基準単位料金 (円/m ³)
	1種	45,100.00	342.10	95.55
	2種	12,100.00	342.10	104.35
	3種	1,980.00	342.10	112.45
	時間帯別 B 契約			
定額 基本料金 (円/月)	流量 基本料金 (円/m ³)	昼間 基本料金 (円/m ³)	夜間 基本料金 (円/m ³)	基準 単位料金 (円/m ³)
50,600.00	389.40	9.02	3.38	93.75

【消費税等相当額を含む】

3. 将来の経営環境

(1) 供給区域内人口の推計

平成30年度末の供給区域内人口は17万4,821人で、令和7年に17万8,445人まで増加し、その後は緩やかな減少が始まる見込みです。



年度	平成30年度	令和2年度	令和11年度	令和21年度	令和31年度	令和41年度
供給区域内人口(人)	174,821	176,131	178,140	174,658	169,303	166,923
令和2年度比増減率(%)	-	-	1.14	△0.84	△3.88	△5.23

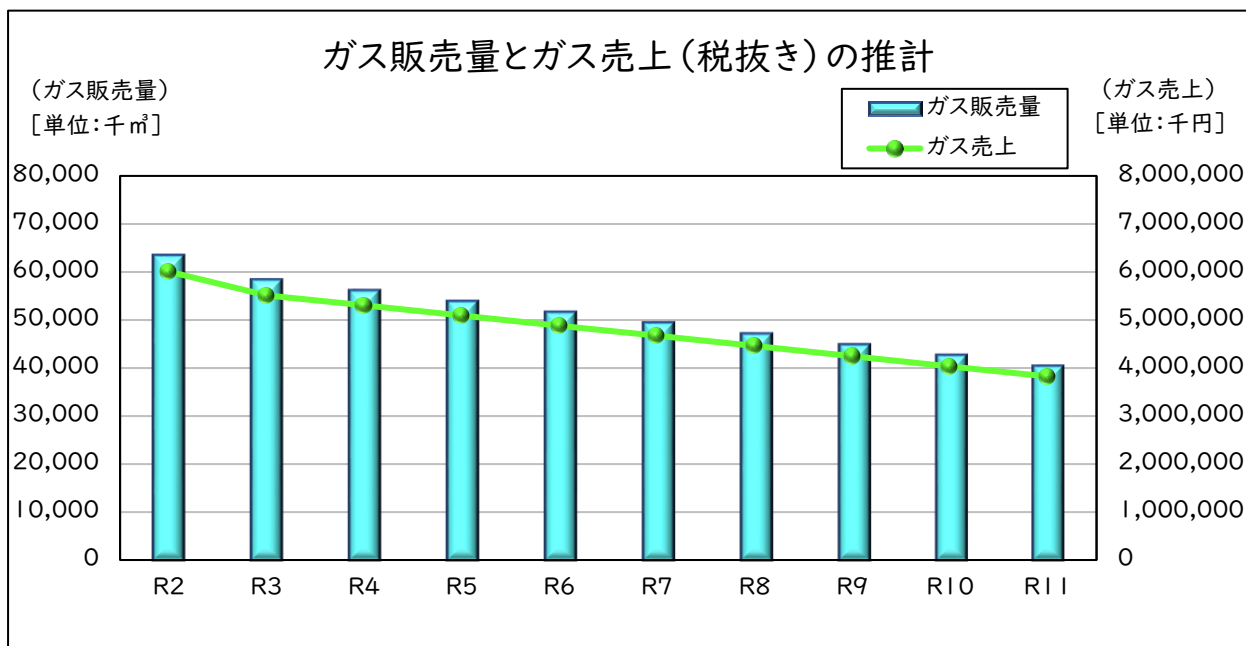
【推計方法】

過去の供給区域内人口の実績に将来の行政区域の傾向として「習志野市人口推計結果報告書(令和元年6月)」を反映させ、実績値に傾向曲線を当てはめて将来値を推計する時系列傾向分析法を用いて、将来値を推計しました。

(2) ガス販売量とガス売上の推計

将来のガス販売量およびガス売上は、小売全面自由化によるスイッチング、人口減少、ガス消費機器の効率向上・省エネ意識の浸透などの影響により、令和11年度にはガス販売量は約36.2%減少し4,047万5千 m^3 、ガス売上は約36.4%減少し約38億円となる見込みです。

なお、小売全面自由化後の状況下においてはスイッチングの影響を正確に予測することは非常に困難なことから、ここでは下記の方法により推計しました。



年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度
ガス販売量 (千 m^3)	63,419	53,903	47,183	40,475
ガス売上 (千円)	6,006,299	5,091,450	4,457,413	3,822,817

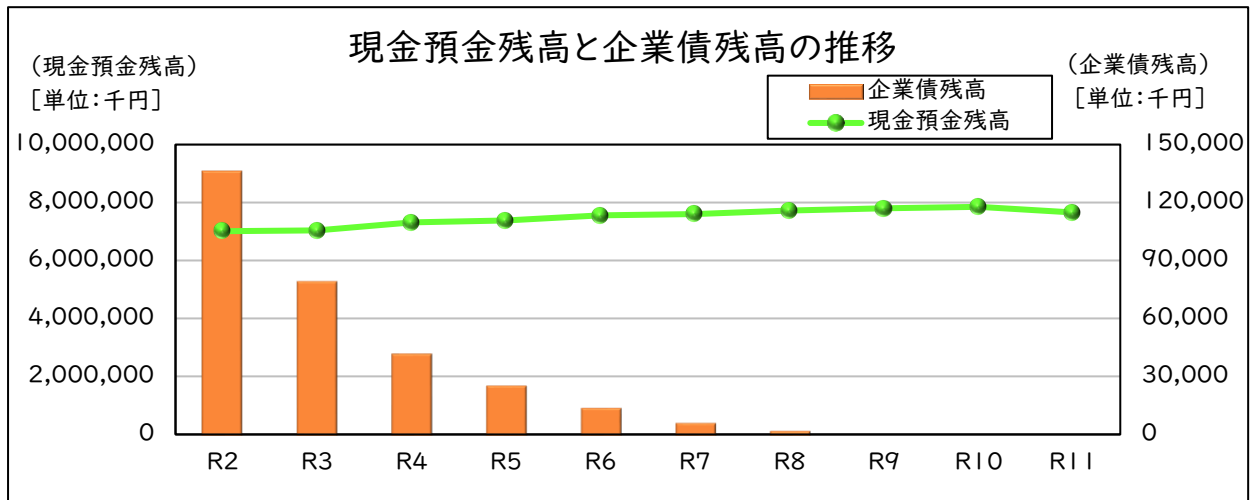
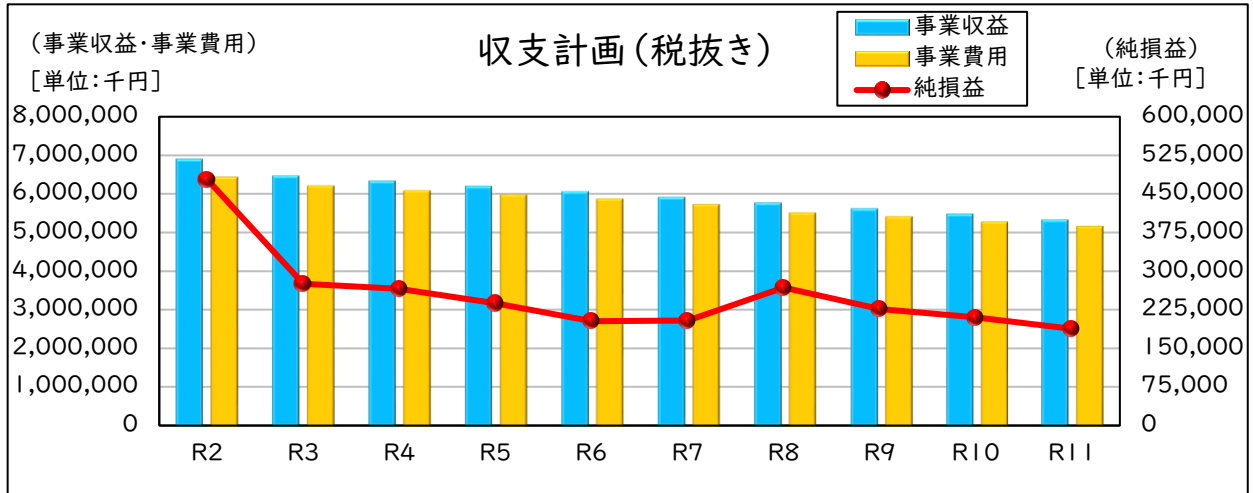
【推計方法】

- ・家庭用のガス販売量は供給区域内人口をベースに推計した世帯数と1件当たりの使用量から算出し、商業用や工業用などについては過去の推移からガス販売量を推計しました。これに契約種別ごとの料金表を適用し、ガス売上を算出しました。
- ・スイッチングについては、本市の状況を基に推計したのではなく、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が公表している関東圏の実績を本市の推計に反映し、約35%がスイッチングするものとした。
- ・ガス売上における原料価格については、令和2年度から令和11年度までの全期間において、平成31年2月期の原料価格を適用したガス料金単価を用いて算出しました。

(3) 収支計画

供給区域内人口やガス売上の推計などを踏まえた令和2年度～令和11年度の収支計画は、次のとおりです。

計画期間の10年間において、スイッチングなどの状況が想定の範囲内であれば、純損益は悪化の傾向となるものの、令和11年度においても純利益2億円程度を確保できる見込みです。

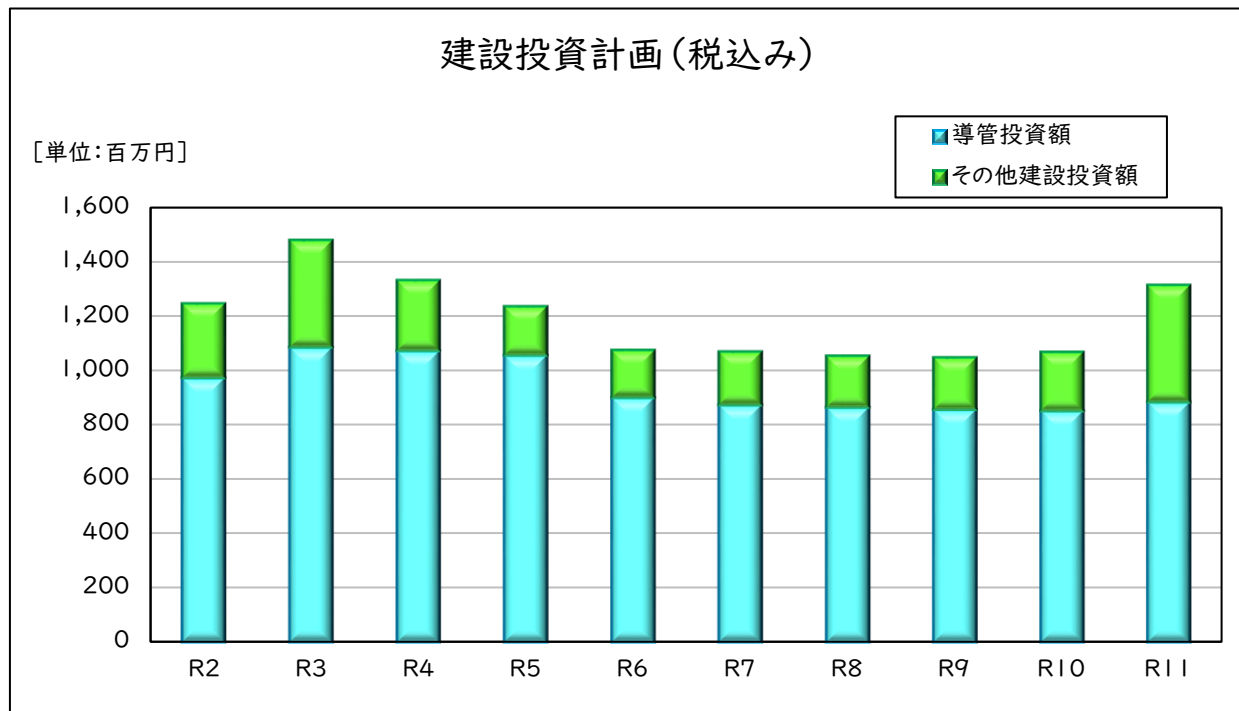


(単位:千円)(税抜き)

年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度
事業収益	6,862,686	6,169,947	5,736,636	5,302,542
事業費用	6,384,788	5,932,365	5,468,826	5,114,637
純損益	477,898	237,582	267,810	187,905
現金預金残高	7,012,908	7,385,358	7,720,276	7,664,112
企業債残高	135,489	24,593	1,143	0

(4) 建設投資計画

平成30年度の建設投資額は約9億円でした。今後の主な建設投資として、整圧器遠隔遮断装置設置を計画しており、令和3年度～令和11年度にかけて4億8,000万円の建設投資が必要となります。



(単位:百万円) (税込み)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
導管投資額	973	1,084	1,071	1,055	900	873	866	857	852	884	9,415
その他建設投資額	272	392	260	179	176	196	189	192	216	429	2,501
合計	1,245	1,476	1,331	1,234	1,076	1,069	1,055	1,049	1,068	1,313	11,916
企業債償還金	65	57	37	17	11	8	4	1	0	0	200

導管投資以外の主な建設投資

	年度	概算費用
整圧器遠隔遮断装置設置	令和3年度～令和11年度	4億8,000万円

(5) 建設投資財源計画

建設投資財源については、工事負担金、長期貸付金、積立金および損益勘定留保資金を予定しています。

建設投資財源とする優先順位は、まず資本的収入の工事負担金と長期貸付金を財源とし、資本的収支不足額は積立金（減債積立金・建設改良積立金など）、損益勘定留保資金で補てんします。

(単位:百万円)(税込み)

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	合計
工事負担金	79	178	182	170	29	6	0	0	0	0	644
長期貸付金	300	300	300	0	0	0	0	0	0	0	900
積立金	625	535	313	282	249	211	208	269	235	210	3,137
損益勘定 留保資金	197	390	456	690	715	767	759	689	740	987	6,390
消費税等資本的 収支調整額	109	130	117	109	94	93	92	92	93	116	1,045
合計	1,310	1,533	1,368	1,251	1,087	1,077	1,059	1,050	1,068	1,313	12,116

【収益の収支】

(単位:千円)(税抜き)

区 分		年 度									
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	6,113,253	5,691,417	5,552,384	5,410,928	5,269,951	5,128,800	4,987,469	4,845,806	4,703,366	4,560,943
	(1) 方 式 売 上	6,006,299	5,513,265	5,303,444	5,091,450	4,880,077	4,668,725	4,457,413	4,246,037	4,034,268	3,822,817
	(2) 託 送 供 給 収 益	106,954	178,152	248,940	319,478	389,874	460,075	530,056	599,769	669,098	738,126
	2. 営 業 雑 収 益 (B)	537,905	526,553	526,711	526,718	526,659	526,516	526,227	525,866	525,355	524,770
	(1) 受 注 工 事 収 益 (C)	353,262	342,695	343,220	343,418	343,582	343,648	343,648	343,549	343,286	342,958
	(2) 器 具 販 売 収 益	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497	173,497
	(3) そ の 他	11,146	10,361	9,994	9,803	9,580	9,371	9,082	8,820	8,572	8,315
	3. 営 業 外 収 益	211,528	217,750	226,074	232,301	230,464	226,598	222,940	220,107	218,299	216,829
	(1) 受 取 利 息	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207	4,207
	(2) 他 会 計 負 担 金	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724	143,724
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	45,318	52,702	61,026	67,253	65,416	61,550	57,892	55,059	53,251	51,781	
(4) そ の 他	18,279	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117	
	収 入 計 (D)	6,862,686	6,435,720	6,305,169	6,169,947	6,027,074	5,881,914	5,736,636	5,591,779	5,447,020	5,302,542
収 支	1. 営 業 費 用	5,742,094	5,527,191	5,407,100	5,300,159	5,191,989	5,040,488	4,831,570	4,728,263	4,599,891	4,477,867
	(1) 売 上 原 価	3,451,975	3,145,117	3,011,407	2,875,152	2,742,542	2,608,488	2,474,577	2,339,155	2,206,808	2,073,129
	(2) 職 員 給 与 費	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057	570,057
	給 料	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218	229,218
	手 当	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318	154,318
	退 職 給 付 費	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828	48,828
	そ の 他	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693	137,693
	(3) 経 費	969,992	987,795	1,005,565	1,004,989	1,026,491	1,004,683	925,940	960,165	952,578	952,891
	事 業 者 間 精 算 費	362,863	364,869	366,650	368,699	370,149	371,891	373,626	375,650	377,054	378,750
	修 繕 費	92,898	90,794	99,200	110,864	121,909	108,359	79,636	102,244	97,132	97,722
そ の 他	514,231	532,132	539,715	525,426	534,433	524,433	472,678	482,271	478,392	476,419	
(4) 固 定 資 産 除 却 費	21,194	69,236	25,992	31,179	21,632	21,815	26,176	20,301	21,154	26,138	
(5) 減 価 償 却 費	728,876	754,986	794,079	818,782	831,267	835,445	834,820	838,585	849,294	855,652	
2. 営 業 雑 費 用	500,976	492,593	493,023	493,190	493,320	498,985	498,834	498,765	498,526	498,416	
(1) 受 注 工 事 原 価	328,974	320,738	321,182	321,343	321,479	327,084	326,993	326,918	326,685	326,572	
職 員 給 与 費	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	21,773	
経 費	307,201	298,965	299,409	299,570	299,706	305,311	305,220	305,145	304,912	304,799	
(2) 器 具 販 売 原 価	169,433	169,286	169,272	169,278	169,272	169,332	169,272	169,272	169,272	169,275	
職 員 給 与 費	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	11,959	
経 費	157,474	157,327	157,313	157,319	157,313	157,313	157,313	157,319	157,313	157,316	
(3) そ の 他 営 業 雑 費 用	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	2,569	
3. 営 業 外 費 用	141,718	140,539	139,569	139,016	138,730	138,539	138,422	138,365	138,354	138,354	
(1) 支 払 利 息	3,364	2,185	1,215	662	376	185	68	11	0	0	
(2) 他 会 計 金 徴 収 業 務 費	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	137,108	
(3) そ の 他	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	
	支 出 計 (E)	6,384,788	6,160,323	6,039,692	5,932,365	5,824,039	5,678,012	5,468,826	5,365,393	5,236,771	5,114,637
	経 常 損 益 (D)-(E) (F)	477,898	275,397	265,477	237,582	203,035	203,902	267,810	226,386	210,249	187,905
	特 別 利 益 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (G)-(H) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (F)+(I) (J)	477,898	275,397	265,477	237,582	203,035	203,902	267,810	226,386	210,249	187,905
流 動 資 産 (K)	流 動 資 産 (K)	7,697,817	7,809,938	8,070,052	8,117,077	8,117,973	8,128,882	8,227,486	8,291,505	8,334,965	8,134,102
	うち 現 金 預 金	7,012,908	7,044,823	7,312,770	7,385,358	7,554,495	7,602,681	7,720,276	7,796,692	7,852,571	7,664,112
	うち 売 掛 金	346,216	317,303	305,000	292,568	280,173	267,779	255,388	242,992	230,574	218,173
	うち 未 収 金	263,994	373,113	377,583	364,452	208,606	183,723	177,123	177,122	177,121	177,118
流 動 負 債 (L)	流 動 負 債 (L)	1,104,833	1,066,126	1,040,239	1,025,075	987,245	963,273	945,537	927,029	908,848	878,051
	うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 買 掛 金	364,696	360,036	346,935	333,339	319,723	303,504	286,384	274,162	258,997	244,529
	うち 未 払 金	376,407	406,870	415,051	418,319	397,947	394,004	396,241	391,098	388,082	371,753
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(J)}{(A)+(B)-(C)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	営 業 収 益 + 営 業 雑 収 益 - 受 注 工 事 収 益 (A)+(B)-(C) (N)	6,297,896	5,875,275	5,735,875	5,594,228	5,453,028	5,311,668	5,170,048	5,028,123	4,885,435	4,742,755
	地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((M)/(N) × 100)	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (Q)	6,297,896	5,875,275	5,735,875	5,594,228	5,453,028	5,311,668	5,170,048	5,028,123	4,885,435	4,742,755
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

【資本的収支】

(単位:千円)(税込み)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 分												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工 事 負 担 金	79,000	178,178	182,178	170,178	28,560	6,000	0	0	0	0	
	9. そ の 他	300,000	300,000	300,000	0	0	0	0	0	0	0	
収 入 計 (A)	379,000	478,178	482,178	170,178	28,560	6,000	0	0	0	0		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
純 計 (A)-(B) (C)	379,000	478,178	482,178	170,178	28,560	6,000	0	0	0	0		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,245,425	1,476,464	1,330,602	1,234,261	1,075,767	1,069,375	1,054,741	1,048,421	1,068,352	1,312,743	
	うち職員給与費	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	39,204	
	2. 企 業 債 償 還 金	64,900	56,961	37,451	16,484	11,648	7,806	3,996	1,143	0	0	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 への 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支 出 計 (D)	1,310,325	1,533,425	1,368,053	1,250,745	1,087,415	1,077,181	1,058,737	1,049,564	1,068,352	1,312,743	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	931,325	1,055,247	885,875	1,080,567	1,058,855	1,071,181	1,058,737	1,049,564	1,068,352	1,312,743	
	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	196,748	389,740	455,640	689,976	715,404	766,700	758,529	688,876	740,107	986,731
		2. 利益剰余金処分額	624,932	534,859	312,848	281,961	249,230	210,841	207,898	268,953	234,698	210,249
3. 繰越工事資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. そ の 他		109,645	130,648	117,387	108,630	94,221	93,640	92,310	91,735	93,547	115,763	
補 填 財 源 計 (F)	931,325	1,055,247	885,875	1,080,567	1,058,855	1,071,181	1,058,737	1,049,564	1,068,352	1,312,743		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)	135,489	78,528	41,077	24,593	12,945	5,139	1,143	0	0	0		

【資産・負債・資本】

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
資 産 の 部	1. 固 定 資 産	9,517,299	9,738,893	9,832,037	10,107,707	10,236,354	10,354,829	10,456,264	10,554,064	10,658,421	10,973,611
	2. 流 動 資 産	7,697,817	7,809,938	8,070,052	8,117,077	8,117,973	8,128,882	8,227,486	8,291,505	8,334,965	8,134,102
	うち現金預金	7,012,908	7,044,823	7,312,770	7,385,358	7,554,495	7,602,681	7,720,276	7,796,692	7,852,571	7,664,112
資 産 合 計	17,215,116	17,548,831	17,902,089	18,224,784	18,354,327	18,483,711	18,683,750	18,845,569	18,993,386	19,107,713	
負 債 ・ 資 本 の 部	1. 固 定 負 債	704,024	675,573	668,089	665,441	666,635	671,639	679,496	688,496	697,496	706,496
	2. 流 動 負 債	1,104,833	1,066,126	1,040,239	1,025,075	987,245	963,273	945,537	927,029	908,848	878,051
	3. 繰 延 収 益	464,758	590,234	711,386	814,311	777,455	721,905	664,013	608,954	555,703	503,922
	4. 資 本 金	12,990,115	13,615,047	14,149,906	14,462,754	14,744,715	14,993,945	15,204,786	15,412,684	15,681,637	15,916,335
	5. 剰 余 金	1,951,386	1,601,851	1,332,469	1,257,203	1,178,277	1,132,949	1,189,918	1,208,406	1,149,702	1,102,909
負 債 資 本 合 計	17,215,116	17,548,831	17,902,089	18,224,784	18,354,327	18,483,711	18,683,750	18,845,569	18,993,386	19,107,713	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
収 益 的 収 支 分		4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
	うち基準内繰入金	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160	4,160
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		668	668	668	668	668	668	668	668	668	668
	うち基準内繰入金	668	668	668	668	668	668	668	668	668	668
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 繰 入 金 合 計	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	4,828	

(6) 将来の経営環境の見通し

本市供給区域内人口は令和7年にピークを迎え、その後は人口の減少が始まる転換期を迎えようとしています。供給区域内の人口減少と、小売全面自由化などの影響により、ガス販売量は減少すると推計したことから、これに伴い事業収益は減少すると見込まれます。

投資および財源をもとに今後の事業収支を見通した結果、収益的収支では、純損益は悪化の傾向となるものの毎年度純利益を計上しており、また、資本的収支においても資本的収支不足額を積立金（減債積立金・建設改良積立金など）、損益勘定留保資金で補てんし、企業債の発行に頼らず健全経営が継続して確保できるものと見込んでいます。

しかしながら、ガス小売全面自由化などの影響によっては、ガス販売量減少傾向が見込みよりも大きくなる可能性があることから、注視していく必要があります。

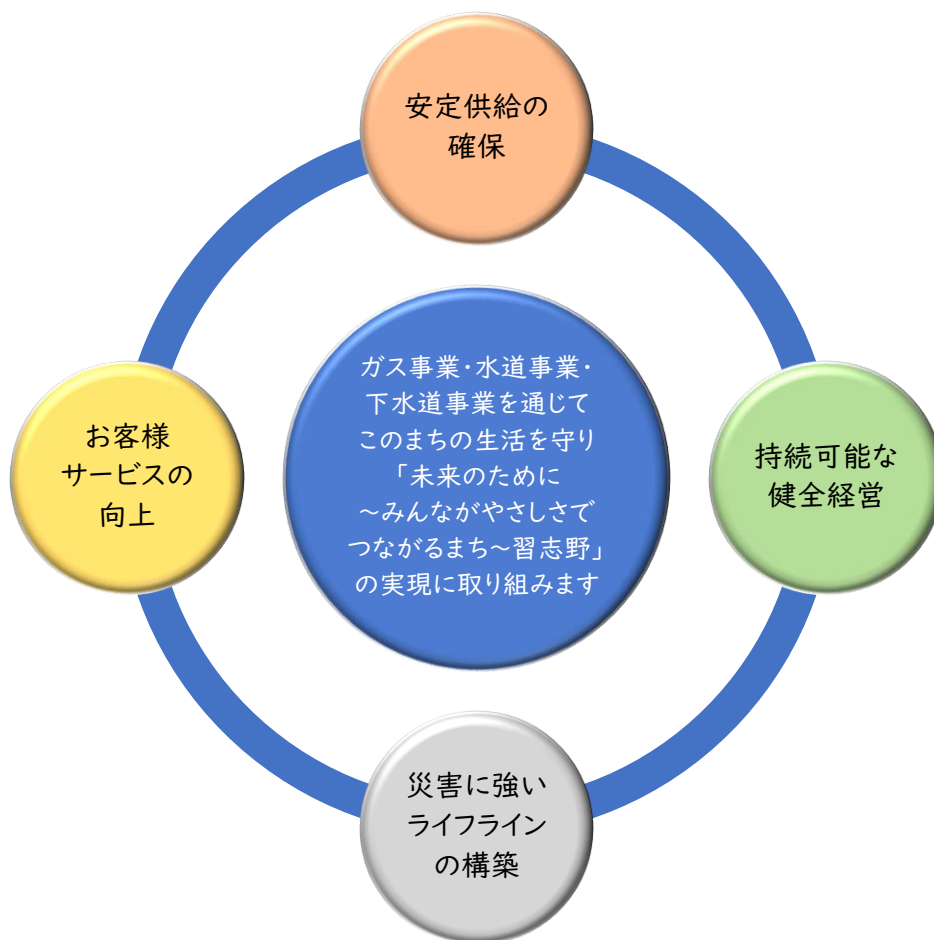
これに対し、今後の主な建設投資としてガス導管の耐震化や漏えい予防対策、整圧器遠隔遮断装置設置などを計画しており投資額として10年間で総額約119億円を見込んでいます。

建設投資の内容は将来のガス事業の健全経営に大きな影響を与えることから、人口減少やガス消費機器の効率向上のほか小売全面自由化などによる影響によりガス売上が減少することを考慮したうえで、これに伴う事業規模の適正化などを見込んだ適切な投資となるよう、健全経営の維持に向けて取り組む必要があります。

4. 計画期間における「取組方針」

ガス事業が抱える課題を解決するため、令和11年度までに取り組む重点項目として4つの「取組方針」を掲げ、ガス事業・水道事業・下水道事業共通の基本理念（ガス事業・水道事業・下水道事業を通じて このまちの生活を守り「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現に取り組めます）の達成を目指します。

取組方針



取組方針① 安定供給の確保

P.28~

市民生活および企業活動の根幹を成すライフラインの担い手として、24時間・365日安定供給を継続するため、施設の維持管理や点検に努めます。

取組方針② 持続可能な健全経営

P.32~

ガスは市民生活に必要な不可欠なライフラインであるとともに、大規模な事業用資産を保有していますが、特に、これまでのガス事業の経営において経験していない人口減少と小売全面自由化による競争環境を迎えている中で、将来にわたり持続的な経営を確保するために、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化に努めます。

取組方針③ 災害に強いライフラインの構築

P.36~

平常時のみならず非常時においても安定供給を継続するため、ガス供給施設およびガス管の耐震化を推進します。

取組方針④ お客様サービスの向上

P.39~

平成29年度に実施された小売全面自由化により、お客様がガス事業者を選択できるようになりましたが、将来にわたりお客様に選ばれ続けるガス事業者となれるよう、信頼され支持され続ける公営企業を目指します。

5. 計画期間における主要施策

取組方針を実現するための「主要施策」を計画期間内に実施します。

取組方針① 安定供給の確保

(1) 施設・管路の計画的な更新・維持管理

α) 施設の計画的な更新・維持管理

【ガス水道供給課】

現状と課題

本市では、安定供給を確保し続けるため、ガスを供給する施設が故障などにより機能停止することのないよう「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」を策定し、長期的な視点による施設の計画的かつ効果的な維持管理を行っています。

取組内容

施設の更新および維持管理については、安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」に基づくことを原則に、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に更新および維持管理を実施します。

計画期間内における主な更新内容として下記施設・設備を予定しています。

- ・遠方監視制御装置更新
- ・整圧器更新
- ・整圧器室更新

関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針	令和2年度～令和41年度

b) ガス導管の維持管理

【ガス水道保安課】

現状と課題

道路に埋設しているガス導管からのガス漏えいによるガス事故を未然に防止するため、ガス導管漏えい調査を実施しています。

また、主要なガス導管の状態を確認するため、マグネシウム路線定期調査および外部電源装置路線定期調査を実施しています。

取組内容

供給区域内のガス導管の維持管理を推進し、お客様が安全に安心してガスを使用していただくことを目指します。

・ガス導管漏えい検査

供給区域を4区画に分割し、うち1区画のガス導管漏えい調査を毎年実施します。

また、異常が見られた場合は、早期に導管の修理を実施します。

・マグネシウム路線定期調査、外部電源装置路線定期調査

毎年定期検査を実施し、中圧管網が良好な状態を維持できるよう検査します。

また、異常を発見した場合は詳細調査を実施し、改善を図ります。

c) 宅地内白ガス管の入替え

【ガス水道保安課】

現状と課題

宅地内における経年管対策においては、経済産業省が示す「供内管腐食対策ガイドライン」等に基づき、全国的にも各ガス事業者にて入替えや維持管理などの対策が進められています。本市においても、同ガイドラインに基づき対策を進めています。

しかしながら、宅地内のガス管はお客様の資産であることから工事着工に至らないケースがあり、課題となっています。

取組内容

お客様への個別訪問などを重ね、粘り強く説明を続けることで、これまで以上に入替えの必要性の理解を図るよう努めます。また、広報およびイベント等でのPRも行っていきます。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
残存数 (件)	3,689	3,089

(2) 危機管理の強化

a) 情報セキュリティの推進および個人情報の適正管理

【企業総務課】

現状と課題

情報セキュリティの確保および個人情報保護のための各種取組は現在も行っているところです。しかし、将来にわたり継続した取り組みを行う上で「多様化、高度化するセキュリティリスクへの対応」や「情報セキュリティの確保および個人情報保護を推進するための人材の確保および育成」、「職員の知識および意識の向上」が必要となります。

取組内容

マルウェア対策やソフトウェア更新をはじめとして、情報セキュリティおよび個人情報を取り巻く環境の変化に応じたセキュリティ対策を適切に実施します。

職員の知識および意識の向上を図るためのセキュリティ研修を実施します。

b) ガス施設の不法侵入の対策強化

【ガス水道供給課】

現状と課題

現在、重要施設には各種センサーを設置し、異常があった場合には即時対応することができる体制を整えています。

安心・安定したガスの供給を図るために、ガス施設は常に不法侵入やテロを未然に防ぐことが必要です。

取組内容

今後も、昨今の複雑、多様化する社会・人為的災害に対応できるようセキュリティの強化に努めます。

(3) 原料の確保

a) 原料の確保

【営業企画室】

現状と課題

ガス原料を確保する上で、お客様に24時間・365日確実にガス供給を可能とするための「継続性の確保」、すべてのお客様の需要に応じることが可能な「量の確保」、お客様がガス機器を安全かつ正常に使用することができるよう「品質の確保」をすることが欠かせません。

現在、本市では豊富な原料ガスを有する複数の卸業者から購入しており、それらのガスは、県内産天然ガスや外国産天然ガスをそれぞれ都市ガスとして直接お客様に供給できる状態にするため、熱量が調整(増熱)されています。

平成29年4月からの小売全面自由化を契機として、新たに東京湾岸エリアで外国産天然ガスを熱量調整し卸供給することが可能な事業者が参入しています。

取組内容

ガスを安定的に供給するために、安定供給の維持と低廉な原料の確保に継続して取り組みます。併せて、購入方法の多様化などについて検討します。

取組方針② 持続可能な健全経営

(1) 健全な事業運営を維持するための組織体制の整備

a) 定員管理適正化

【企業総務課】

現状と課題

今後の労働人口の減少が懸念される一方で、年々業務が細分化され、事業者としてより高いお客様への対応が求められています。近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる等の傾向があったため、ガス水道技術職の採用を実施してきました。

取組内容

良好な職場環境の確保に努めつつ、長期的な視点で、事業内容に合わせた適切な職員配置と組織や職員数を検討し、必要に応じて見直します。

定員計画

指標名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
職員数 (人)	65	65	65	65	65	65

指標名	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
職員数 (人)	65	65	65	65	65

(2) 人材育成

α) 人材育成と技術継承の推進

【企業総務課】

現状と課題

局内の熟練職員や有資格者による技術の継承研修を実施してきましたが、現場経験者の減少に加え、若手職員の在籍年数が短くなる等の傾向があったことから、企業職員としての計画的な資格取得や継続的な人材育成に至らない場合がある等、公営企業の経営基盤の安定化に資する人材育成が必要です。

ガス事業に求められる技術力の確保という面において、平成8年度から市長事務部局と同様に行政改革の一環として、退職者不補充を基本とする職員数の削減や団塊世代職員の退職もあり、その状況に対応するため、設計・修理・運転などの分野をアウトソーシングの拡大で対応した結果、技術職員自らが現場に出る機会の減少などによる技術力の低下が懸念されています。

取組内容

企業職員としての専門技術について、具体的、段階的に人材育成を行います。

専門的な研修の取り組みについては、「職場内研修(OJT)」、「職場外研修(OFF-JT)」および「自己啓発」の中から、ガス事業者として求められる技能・知識を習得するべく、それぞれの利点を最も生かすことのできる効果的な手法を選択し積極的に取り組みます。

その中で、専門的な資格を取得し易い環境づくりや、ガス事業に特化した新規採用職員などに対する研修の実施および企業職員としてお客様サービス向上のための接客研修を実施します。

(3) 経営基盤強化の取り組み

a) 健全経営の確保

【経理課】

現状と取組内容

これまでの本市のガス事業においては、経費の節減などに努め健全経営を維持し続けてきました。また、経常収支比率についても毎年度100%以上を維持し続けています。しかしながら、今後はガス販売量の減少などによる利益の減少が見込まれることから、引き続き経費の節減や経営の効率化などに努め、「持続可能な健全経営」が図れるよう事業経営を進めます。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
経常収支比率 (%)	104.2	100以上
流動比率 (%)	468.7	100以上
企業債残高対料金収入比率 (%)	4.9	上限250程度

b) 小売事業の経営状況の把握と対応

【営業企画室】

現状と課題

小売全面自由化後、ガス事業は「小売事業」と「導管事業」の2つの事業に分離されました。その2事業を運営している事業者は、それぞれの経営状況を確認する必要があります。

本市は、小売事業と導管事業の双方を運営しているため、託送収支計算書により導管事業の状況を確認し、決算状況と併せてガス事業全体の経営状況を把握しています。

取組内容

ガス事業全体では黒字経営を維持できたとしても、小売事業が赤字経営となることも想定されることから、引続き託送収支計算書と決算状況によりそれぞれの事業状況を把握し、小売事業の経営悪化が懸念される場合は、将来のあり方などについて検討します。

c) 市営ガスの利用促進

【営業企画室】

現状と課題

ガス販売量については、将来的には人口が減少に向かうこと、機器の効率化による省エネが進むこと、用地が限られ新たな企業進出は多くは望めないこと等から、気温などによる影響は受けるものの長期的には減少に向かうと想定されます。

また、平成29年4月からの小売全面自由化により業務用分野を中心に新規参入事業者が営業展開を行っており、今後さらに参入事業者が増加することが考えられます。

また家庭用分野でも、制度上はいつでも本市への新規参入が可能となっていること等から、本計画では経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が公表している関東圏の実績を本市の推計に反映し、約35%のスイッチングが発生するものとしてガス販売量の想定を行っています。このほか、公営企業としての制約から民間事業者が取り組む生活関連サービスの提供は困難な状況となっています。

このようなことからガス販売量の維持・拡大への取り組みが課題となっています。

取組内容

低廉な料金水準の維持に努めるとともに、業務用分野については早期の情報収集を図りながらお客様のニーズに合う設備提案などを通して、地域のガス事業者として更なる信頼関係の構築と維持に努めます。また、家庭用分野ではガスフェスタや料理教室などのイベント、施設見学会などで市営ガスの良さをご理解いただくとともに、サービス店との連携強化による新たなサービスの提供などについて検討します。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
イベント開催における集客率 (%)	88	100

取組方針③ 災害に強いライフラインの構築

(1) 防災・減災対策の強化

a) ガス導管の計画的な更新および耐震化の推進

【ガス水道建設課】

現状と課題

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に同法の規定により「国土強靱化基本計画」が閣議決定しました。

また、政府全体の取り組みとして、平成25年11月に国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とした戦略的な維持管理・更新などの方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられました。

ガス事業を所管する経済産業省では、平成27年3月に「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を公表し、これらを受けて本市においては、ガス本支管などの中長期的な整備方針を策定しています。

現在、本市供給区域におけるガス本支管の耐震化は、中圧管については令和元年度末に100%を達成する見込みであり、低圧管についても耐震化率が平成30年度末時点で89.5%となっています。引き続き低圧管耐震化率100%達成を目標に更新を進める必要があります。対象となる低圧本支管の非耐震管延長は平成30年度末時点で36,015mです。

また、腐食対策の施されていないガス管(ポリエチレンスリーブ防食の施されていないダクタイル鋳鉄管)は埋設から経年することによって、腐食・劣化によるガス漏えい等が発生するため、漏えい予防対策としてリスクマネジメントの観点から、対象の管を適切な時期に更新していく必要性が高まっています。対象延長は平成30年度末で30,300mです。

さらに、災害時緊急停止に及んだ際の停止範囲の極小化も求められていることから早期復旧を考慮した導管網のブロック化の検討が必要です。

取組内容

非耐震管対策については、低圧本支管における鋼管または鋳鉄管のうち非耐震管を、高い耐震性を有しているポリエチレン管に更新します。毎年約3,600mの更新を実施することにより10年の計画期間内で平準化を図ることとし、令和11年度の完了を目標に更新します。

漏えい予防対策については、漏えいリスクの高い管(埋設から40年経過を目安とする)を令和21年度の完了を目標に更新することとし、令和2年度から令和11年度の間は年間約830m、合計約8,300mを更新し、その後の令和12年度から令和21年度までの間に年間約2,200m、合計約22,000mを更新します。

これら耐震化などを進めることにより災害時の被害縮小に努めるとともに、早期復旧を考慮した導管網のブロック化整備を図ります。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
低圧本支管耐震化率 (%)	89.5	100.0
ガス本支管全体の耐震化率 (%)	91.1	100.0
漏えい予防対策管残存延長 (m)	30,300	22,000

関連する個別計画

計画名称	計画期間
習志野市企業局ガス本支管 長期整備方針	令和2年度～令和21年度

(2) 災害発生時の対応能力の強化

a) 災害時対応の強化、関係機関との相互協力

【企業総務課】

現状と課題

災害時対応については、シナリオに基づく災害訓練を行っていますが、実際の災害が想定外であったときに対応が遅くなる可能性があります。

また、他事業者や協力会社と連携した訓練を行っていないため、役割などの明確化が課題となっており、災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについては、定期的な点検や見直しを行う必要があります。

関係機関との相互協力については、災害時のガス施設の復旧は、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき救援体制が確立されています。

また、他の小売事業者とも、大規模災害時対応として「災害時における復旧応援に関する覚書」を締結し協力体制の強化を図っています。

さらに、これら要綱および基準に基づく救援体制が確立されるまでの期間における対応や被災事業者単独での対応が難しいケースの場合にも対応し得るよう、近隣のガス事業者3社(京葉ガス㈱、大多喜ガス㈱、習志野市)同士で相互支援を図る体制を整えています。なお、相互支援を図る体制については、基本的な事項は各事業者間で定めているものの、具体的な支援の範囲・方法などの詳細事項について定期的に協議しています。

取組内容

災害時対応の強化として、迅速な対応力・判断力・組織力の能力アップを図ることを目的とし、職員一人ひとりが個々の役割を認識し、災害対応能力の向上を目指します。

また、関係機関との相互協力として、近隣のガス事業者と災害時の危機管理体制の充実を目指します。

さらに、災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについて、定期的な点検に基づいて見直しを図るとともに、災害時の危機管理体制の充実を図ります。

災害の想定をさまざまな角度から行い、他事業者の災害訓練や事故事例など参考にし、シナリオレス訓練を行います。また、協力会社と連携し、より実践的な訓練を実施します。

取組方針④ お客様サービスの向上

(1) お客様サービスの向上

a) 料金支払サービスの向上

【料金課】

現状と課題

料金の支払方法について、お客様がさまざまな支払方法の中から選択できるよう、新たな支払方法の調査を行い、お客様の利便性やサービス向上を目指しています。

キャッシュレス決済については、電子マネー・デビットカード・モバイルウォレット・クレジットカードが普及しており、令和元年10月1日から、経済産業省が消費者還元事業として9カ月間、消費者への還元を国が一部負担する事業を開始しています。

本市においても、今後は、キャッシュレス決済への対応が求められますが、導入に伴うシステム改修費などのコスト増加が見込まれます。

取組内容

キャッシュレス決済については、導入費用や手数料を調査し費用対効果などを考慮した上で可能なものから実施し、順次、適用拡大を図ることによりお客様サービスの向上に努めます。

b) 高齢者へのサービス向上

【料金課】

現状と課題

高齢者の孤立感解消や異変の早期発見などに努め、更なる地域福祉への貢献とお客様サービスの向上を目指しています。

平成30年10月から、希望するお客様に対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡しする「検針時高齢者声かけサービス」を開始しました。より良いサービス提供のために、利用者の感想や意見の把握が必要です。

取組内容

今後も高齢者数の増加が予想されることから、関係部などとの連携や広報紙による周知を実施する等、引き続き効果的な周知を図り、「検針時高齢者声かけサービス」利用者の拡大に努めます。

また、利用者の感想や意見を伺うために、利用者へのアンケート調査を実施します。

c) 指定ガスサービス店との連携強化

【営業企画室】

現状と課題

本市ガス事業は公営ガス事業であるため、現在民間のガス事業者では主流となっているガス・電気のセット販売など、より柔軟で機動的な営業モデルの確立は、公営企業としての制約により困難です。また、迅速な料金改定の実施や供給区域の拡大が見込めない等、民間事業者に対抗し得る効果を発揮することは、公営のガス事業単独では困難と考えられます。

そのため、ガス消費機器の販売業務などを行っている、指定ガスサービス店との連携強化による、ガス販売量の拡大の可能性を検討する必要があります。

取組内容

指定ガスサービス店と連携して、取り組むことが可能な内容・手法・費用対効果について具体的な内容を検討し、実現可能なものは実施します。

また、実施に際しての制約についても、さまざまな視点から検討します。

d) 広報紙の発行・インターネットの活用

【企業総務課】

現状と課題

広報紙およびインターネット等を活用して広報・広聴活動を行うことにより、お客様の適切なガスの使用を推進するとともに、企業局に対するお客様の満足度の向上を目指しています。

これまで、新聞折込を中心とした広報紙の配布、ホームページを中心とした広報活動を行っていますが、情報伝達手段が多様化する中で、より最適な手法による広報・広聴活動を実施することが必要です。

取組内容

広報紙の作成やインターネットによる即時性、双方向性を持った広報・広聴活動の実施を継続しつつ、新たな広報・広聴手法について調査・研究します。

6. 将来に向けた検討事項

本計画期間においてはおおむね健全経営が維持できるものと想定しました。

一方で、長期的な視点で事業経営を捉えた場合、将来の人口減少、ガス消費機器の効率向上および小売全面自由化などの影響によるガス販売量やガス売上の減少に起因し、事業規模が縮小することが想定されます。

その課題に対応するため、令和5年度までに30年から50年後のあるべき将来像を改めて検討し、その結果に基づき経営戦略を見直します。

a) 組織・定員・建設投資などの検討

計画期間の10年間に限定することなく長期的な視点で捉え、人口減少やガス消費機器の効率向上のほか小売全面自由化などの影響によりガス売上が減少することを考慮した上で、経済性を発揮し公営のガス事業者として持続可能な健全経営を可能とするためのあるべき将来像を検討します。

その中で、民間のノウハウの活用を含めて、事務の効率化、適切な組織体制、それに伴う定員適正化および事業規模に見合った施設規模の適正化などを検討します。

b) 新庁舎建設の検討

現在の庁舎は昭和45年、49年、58年にそれぞれ竣工した建物であり、老朽化および狭あい化に加え、バリアフリー化が進んでいないことが課題となっています。

また、本庁舎は災害対応の拠点となる施設ですが、応援事業者の受入れスペースもありません。これらの課題に対応するため、新庁舎の建設について検討します。

7. 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項

本経営戦略は、PDCA サイクルの考え方にに基づき、検証します。

進捗管理（モニタリング）は毎年行います。また、計画期間が10年間であることから、目標数値などの見直し・改定（ローリング）は、3年から5年ごとに実施する予定です。ただし、大きな要因変化（高額な建設投資内容の変更など）があった場合には、そのタイミングで見直し・改定します。

※PDCA サイクルとは、業務を円滑に進める手法で①PLAN（計画）→②DO（実行）→③CHECK（確認）→④ACTION（改善）の4段階を行い繰り返すことによって、ガス事業を継続的に改善していきます。

- ① PLAN（計画）：経営戦略を策定します。
- ② DO（実行）：経営戦略に沿ってガス事業を実行します。
- ③ CHECK（確認）：ガス事業が経営戦略に沿っているかを確認します。
- ④ ACTION（改善）：ガス事業が経営戦略に沿っていない場合、改善します。

8. 用語解説

あ行

アウトソーシング（P33）

外部に業務を委託すること

一般会計からの繰入金（P16）

地方公営企業は、経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算性が原則とされる。しかし、地方公営企業法上、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などについては、一般会計などが負担するものとされており、この経費負担区分ルールに基づいた繰入金のこと

インフラストラクチャー（インフラ）（P6、36）

経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物

営業収支比率（P13、16）

$$\text{営業収支比率（\%）} = \frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$$

当該年度において、料金収入などの営業活動から生じる収益で、人件費や原料費などの営業費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要

か行

管路（P15、28）

流体が流れる管

企業債（P16、20、21、25）

地方公営企業が建設改良などの費用に充てるために国などから借りた資金

企業債残高対料金収入比率（P14、16、34）

$$\text{企業債残高対料金収入比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高}}{\text{ガス売上}} \times 100$$

ガス売上に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

キャッシュレス決済（P39）

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払・受け取りを行う決済方法

供給原価（P14、16）

供給原価(円)

$$= \frac{\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料および不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入} \}}{\text{ガス販売量}}$$

ガス販売量1,000MJあたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標

経常収支比率（P12、13、16、34）

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

当該年度において、営業収益や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要

経年管対策（P29）

年数の経ったガス管を耐震性の高い本管・支管に更新すること

減価償却（P16）

固定資産の取得に要した経費を経年化に伴い減少した固定資産の価値の目減り分として、耐用年数に応じて毎年度費用化すること

減価償却費（P23）

固定資産の資産価値減少分を耐用年数に応じて計算した費用で、老朽化した資産の更新事業費の財源となる

小売事業（P34、38）

ガスの小売供給を行う事業。ガス事業法上はガス小売事業という

小売全面自由化（P3、19、25、27、31、34、35、41）

都市ガスを供給する事業者（小売事業者）を自由に選択することができる制度。都市ガスの自由化は平

成7年以降、大口分野から段階的に範囲が拡大され、平成29年4月から全面自由化された

さ行

資金不足比率 (P12)

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

資金の不足額(円) = (流動負債 - 建設改良費など以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

事業の規模(円) = 営業収益の額 + 営業雑収益の額 - 受託工事収益の額

資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標

資本的収支(資本的収入・資本的支出) (P22、24、25)

施設の整備、拡充などの建設改良費および企業債償還金の支出とその財源となる収入

収益的収支(収益的収入・収益的支出) (P23、25)

企業の経営活動に伴い発生するすべての利益とそれに対応するすべての費用

純損益 (P12、20、25)

事業収益から事業費用を差し引いた額をいう。当該年度における経営活動の最終的な成果となる

純利益 (P20、25)

事業収益から事業費用を差し引いた額がプラスになったものをいう。議会の議決を経て、建設投資などの財源として積み立てることができる

省エネ (P3、19、35、41)

エネルギーの使用量を低減し、化石燃料の消費を低減すること。エネルギーを節約すること

白ガス管 (P29)

現在埋設が禁止されているガス管で、埋設環境によっては腐食劣化しやすい

スイッチング (P12、19、20、35)

ここでは、お客様が小売事業者を切り替えること

整圧器遠隔遮断装置 (P21、25)

地震災害などが発生した際に、ガス管からのガス漏えいによる二次災害を防止するため整圧器(ガスの輸送効率を高めるために高い圧力で供給所から送出し、各地区に設置した整圧器で減圧してガス管でお客様に供給します)を遠隔操作してガス供給を遮断する装置

損益勘定留保資金 (P22、24、25)

収益的収支における費用のうち現金支出を伴わない減価償却費、たな卸資産減耗費および固定資産除却費の合計額から長期前受金戻入相当額を差し引いた額で建設投資の財源として留保された資金

た行

託送収支計算書 (P34)

他のガス事業者が習志野市企業局のガス管を使用し、ガスを供給することを託送供給といい、この託送業務により導管事業部門に生じた利益や使用用途などを監視するため、ガス事業法に基づき、毎年度作成および公表が義務付けられているもの

地方公営企業法 (P7)

地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する企業のうち、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスおよび下水道などに関わる事業について適用する法律

中圧管 (P29、36)

供給所から送出した高い圧力(0.1MPa以上1.0MPa未満)のガスを通ずる管

積立金 (P22、25)

純利益を議会の議決を経て、積み立てたもの。建設改良積立金は、建設投資の財源として充て、減債積立金は、企業債の元金償還金の財源として充てる

低圧管 (P36)

一般家庭などでの使用に適した圧力(1.0kPa以上2.5kPa以下)のガスを通ずる管

導管経年化率 (P14、16)

$$\text{導管経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した導管(本支管)延長}}{\text{導管(本支管)延長}} \times 100$$

法定耐用年数を経過した導管延長の割合を表す指標で、導管の老朽化度合いを示す

導管事業 (P34)

本市が自ら維持および運用するガス導管によりガス供給を行う事業。ガス事業法上は、一般ガス導管事業という

導管耐震化率 (P15、16)

$$\text{導管耐震化率(\%)} = \frac{\text{PE管などにより改修を実施した導管(本支管)延長}}{\text{導管(本支管)延長}} \times 100$$

PE管などにより改修を実施した導管延長の割合を表す指標で、導管の耐震化率の進捗度合いを示す

導管網 (P36)

ここでは、お客様にガスを供給する管のこと

な行

熱量 (P7、8、31)

ガスが燃えて発生する熱の量。本市のガスは1m³あたり45MJ(10,750kcal)

は行

バリアフリー (P41)

年齢、性別、職業、障がいの有無などに関わらず、誰もが自由に行動できるよう、社会生活におけるさまざまな障がいをなくそうという考え方

ま行

マグネシウム路線定期調査・外部電源装置路線定期調査 (P29)

保安上重要である中圧管を鉄道のレールから流出した電流の影響による腐食から守るために設置したマグネシウムや外部電源装置の定期調査

マルウェア (P30)

不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェア。有害なソフトウェア、不正プログラムをいう

や行

有形固定資産 (P16)

長期にわたって使用するために所有している有形の資産

有形固定資産減価償却率 (P8、14、16)

$$\text{減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す

要対策管残存率 (P15、16)

$$\text{要対策管残存率 (\%)} = \frac{\text{改修などの対策を必要とする導管(本支管)延長}}{\text{導管(本支管)延長}} \times 100$$

改修などの対策を必要とする導管延長の割合を表す指標で、事故や故障などのリスクが高い導管の保有率を示す

ら行

流動比率 (P13、16、34)

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務の支払能力を表す指標。

当該指標は、1年以内に支払うべき債務を支払うことができる現金などがどの程度あるかを表す指標であり、100%以上となっていることが必要

料金回収率 (PI4、I6)

$$\text{料金回収率 (\%)} = \frac{\text{ガス売上}}{\text{供給原価}} \times 100$$

ガス供給に係る費用が、どの程度ガス売上で賄えているかを表した指標で、料金水準などを評価することが可能

累積欠損金比率 (PI3、I6)

$$\text{累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

事業の規模に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金などでも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる